別表1(第4条関係)

修景項目	具体的な配慮の内容 (四間道都市景観形成地区)
規模・形式	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②四間道東側の1・2階部分の外壁を石垣の位置に揃える。 ③四間道東側に面している場合は、土蔵造り又はそれを連想させる形態 にする。
屋根	④切妻平入屋根にする。 ⑤いぶし日本葺きにする。
外 壁	⑥木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用す る。
開口部	⑦建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑧窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)
軒庇	⑨建築物の1・2階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。
外構	⑩伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。⑪四間道に面して駐車場を設けない(新設、移設、撤去を行う場合に限る)。⑫道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。⑬四間道東側に面している場合は、既存の石垣の連続性を保つ。新たに石垣を設ける場合は既存の石垣に準じたデザイン・構造にする。
その他	⑭1 階軒庇上に祠(ほこら)を造作する。

※道路から見えない部分は原則対象外